

議第302号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年11月18日提出

京都市長 門川大作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「100分の150」を「100分の135」に、「及び」を「にあっては100分の80、」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の130」を「100分の115」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の70」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の75」に、「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

第23条の2各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第6号及び第7号を削り、同条第8号を同条第6号とする。

第2条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の125」を「100分の122.5」に、「及び」を「にあっては100分の65、」に、「100分の65」を「100分の62.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の75」を「100分の77.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の75」を「100分の77.5」に、「100分の85」を「100分の

・ 87.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

提案理由

職員の給与を改定する等の必要があるので提案する。